

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年12月25日(金) 午前9時30分から午前10時20分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p><b>【農業委員(出席17名、欠席2名)】</b>  出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員  欠席：5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員</p> <p><b>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</b>  出席委員：14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	14番 委員
	16番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて  
No.48～No.52 5件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No.20～No.25 6件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.32～No.42 11件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No.806～No.807 2件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3024～No.3028 5件
- 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
No.4001 1件
- 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5027～No.5028 2件
- 議 第4号 農用地利用集積計画案について  
No.263～No.374 112件
- 議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.27～No.36 10件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      また、本日は推進委員の14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p style="text-align: center;"><b>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;</b></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。                      48番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆663㎡について、原野になっております。                      49番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆14㎡について、車</p>

<p>議長</p>	<p>庫敷地になっております。  50 番今井地区の件ですが、西川原地内の 1 筆 1,006 m<sup>2</sup>について、ライスセンター敷地になっております。  51 番今井地区の件ですが、西川原地内の 1 筆 35 m<sup>2</sup>について、ライスセンター敷地になっております。  52 番磯部地区の件ですが、徳合、仙納地内の 7 筆 1,124 m<sup>2</sup>について、原野、山林になっております。  以上で、説明を終わります。  只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕  異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b>  報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。  説明いたします。2 頁をご覧ください。  20 番上早川地区の件ですが、土倉地内の 13 筆 4,205 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。  21 番西海地区の件ですが、来海沢地内の 1 筆 2,921 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。  22 番西海地区の件ですが、来海沢地内の 4 筆 5,421 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。  23 番西海地区の件ですが、平牛地内の 2 筆 1,168 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。  24 番西海地区の件ですが、真光寺地内の 8 筆 4,159 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。  25 番根知地区の件ですが、上野地内の 3 筆 2,108 m<sup>2</sup>について、遠方在住のため休耕するものです。  以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 松澤一委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。  補足説明をいたします。来海沢地内のこの周辺は耕作者がいなくなってきました。申請人は規模拡大していますが、この場所は水当たりが悪く、用水を直すにもかなりのお金がかかります。この方には、</p>

<p>議長</p>	<p>より耕作条件の良い所を耕作していただくという事でやむを得ないのかなと思います。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
<p>水島係長</p>	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>32番下早川地区の件ですが、田屋地内の20筆983.31㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は売買するものです。</p> <p>33番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,632㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>34番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆153㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>35番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,432㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>36番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,401㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>37番根知地区の件ですが、上野地内の2筆5,007㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>38番根知地区の件ですが、東中地内の3筆5,999㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理事業を活用するものです。</p> <p>39番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆1,263㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>40番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆269㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>41番今井地区の件ですが、頭山地内の2筆2,810㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>42番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の2筆1,555㎡について、労</p>

<p>議長 片山委員</p>	<p>力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>齋藤清委員</p>	<p>42番の解約理由が労力不足のためというのは少し違和感がありますが、どうなのでしょう。 42番の借り手の法人は今年から農業の担当が交代したと聞いています。農業経験の少ない人が担当してとても苦勞し、秋は本業をやらないで皆さんで手刈りをしていたようです。今回の手続きは条件の悪い場所を解約しようということだと思います。</p>
<p>片山委員</p>	<p>法人の農業経営についてちょっと、今後気に留めておく必要があるように感じます。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b> 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
<p>水島係長</p>	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。 806番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆120㎡について、用途変更したいものです。申請人は、田が小さいため畑として耕作するものです。 807番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺1丁目地内の2筆720㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、蓮台寺公会堂近くの場所です。申請人は、申請地は水捌けが悪く稲作に適さないため、嵩上げし畑として耕作したいものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。          続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長 石曾根主任主事</p>	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p> <p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b>          議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。          説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>3024 番下早川地区の件ですが、東海、堀切、日光寺地内の8筆2,396.61㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2、No.3をご覧ください。申請地は、東海神社の近く、下早川小学校の近く及び農道四石田2号線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、隣接地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3025 番下早川地区の件ですが、田屋地内の20筆983.31㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、農道見取大石倉北線近くの場所です。譲渡人は、市外在住で耕作ができないため、隣接地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>

3026 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の1筆658㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道新幹線寺島側道線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作ができないため、現在申請地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3027 番根地地区の件ですが、上野地内の3筆4,622㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、農道根知5号線沿いの場所です。譲渡人は、県外在住で耕作ができないため、譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3028 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆1,021㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、農道根知5号線沿いの場所です。譲渡人は、県外在住で耕作ができないため、譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

議長



議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。10頁をご覧ください。 4001番根知地区の件ですが、栗山地内の2筆52.92㎡について、住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線近くの場所です。申請人は、老朽化した住宅を建て替えたいものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、2件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、齊藤委員の案件を先に審議しますので、齊藤委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔齊藤委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。11頁をご覧ください。</p>

	<p>5027 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆45㎡について、駐車場敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道竜文寺線沿いの場所です。譲受人は、仕事等の駐車スペースが不足していたため、隣接する農地を借り受け駐車場スペースとしたが、必要な転用手続きが行われていなかったため、事後申請するものです。農地の区分は、カ-ア(農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
水島係長	<p>補足説明いたします。申請人は作業用の駐車場が不足しており、7月に隣家の許可をもらい、畑の一部を駐車場に転用しました。その後、転用許可が必要な案件であることを知り、事務局へ相談をいただきましたので、申請をしていただくようお願いをしました。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔齊藤委員入室〕</p>
議長	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p>
	<p>5028 番糸魚川地区の件ですが、南押上3丁目地内の4筆708㎡について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道カマ田道5号線沿いの場所です。譲受人は、4区画の宅地を造成し、分譲したいものです。農地の区分は、エ-ア-1b-(C) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曾根主任主事	<p>&lt;議第4号 農用地利用集積計画案について&gt; 議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>263 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆2,043㎡について、更新するものです。</p> <p>264 番下早川地区の件ですが、田屋、堀切地内の29筆7,072.87㎡について、更新するものです。</p> <p>265 番下早川地区の件ですが、田屋、上覚地内の2筆3,146㎡について、更新するものです。</p> <p>266 番下早川地区の件ですが、田屋地内の2筆3,795㎡について、更新するものです。</p> <p>267 番下早川地区の件ですが、上覚地内の5筆7,862㎡について、更新するものです。</p> <p>268 番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆2,666㎡について、更新するものです。</p> <p>269 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆1,315㎡について、更新するものです。</p> <p>270 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆1,867㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>271 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆3,908㎡について、更新するものです。</p> <p>272 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の2筆3,807㎡について、更新するものです。</p> <p>273 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の2筆2,849㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>274 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆1,965㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>

275 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆2,920㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

276 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆720㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

277 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の2筆6,152㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

278 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆2,458㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

279 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆320㎡について、更新するものです。

280 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆940㎡について、更新するものです。

281 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,943㎡について、更新するものです。

282 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆905㎡について、更新するものです。

283 番上早川地区の件ですが、猿倉地内の4筆1,912㎡について、更新するものです。

284 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆557㎡について、更新するものです。

285 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆1,060㎡について、更新するものです。

286 番上早川地区の件ですが、北山地内の14筆6,005㎡について、更新するものです。

287 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆195㎡について、更新するものです。

288 番大和川、西海地区の件ですが、大和川、羽生地内の11筆4,471㎡について、更新するものです。

289 番西海地区の件ですが、羽生地内の3筆1,910㎡について、更新するものです。

290 番西海地区の件ですが、羽生地内の4筆3,741㎡について、更新するものです。

291 番西海地区の件ですが、羽生地内の7筆4,484㎡について、更

新するものです。

292 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆249㎡について、更新するものです。

293 番西海地区の件ですが、羽生地内の5筆4,068㎡について、更新するものです。

294 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆948㎡について、更新するものです。

295 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,100㎡について、更新するものです。

296 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆607㎡について、更新するものです。

297 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,326㎡について、更新するものです。

298 番西海地区の件ですが、川島、羽生地内の2筆3,718㎡について、更新するものです。

299 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆2,852㎡について、更新するものです。

300 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆1,947㎡について、更新するものです。

301 番西海地区の件ですが、川島地内の3筆4,003㎡について、更新するものです。

302 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆2,634㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

303 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆859㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

304 番西海地区の件ですが、来海沢地内の6筆4,312㎡について、更新するものです。

305 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆841㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

306 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆390㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

307 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆642㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

308 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,517 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

309 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺2丁目地内の8筆2,605.60 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

310 番糸魚川地区の件ですが、横町3丁目地内の1筆2,802 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

311 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆278 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

312 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の5筆2,180 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

313 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,828 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

314 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆1,540 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

315 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆1,925 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

316 番大野地区の件ですが、大野地内の7筆2,763.91 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

317 番大野地区の件ですが、大野地内の22筆6,596.54 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

318 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆1,181 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

319 番大野地区の件ですが、大野地内の5筆1,040 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

320 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆855 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

321 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,262 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

322 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,000 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

323 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆666 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

324 番根知地区の件ですが、上野山地内の1筆1,125 m<sup>2</sup>について、

借り受けて規模拡大するものです。

325 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,925㎡について、更新するものです。

326 番今井地区の件ですが、頭山地内の1筆3,076㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

327 番今井地区の件ですが、頭山地内の2筆2,810㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

328 番今井地区の件ですが、岩木地内の2筆3,006㎡について、更新するものです。

329 番今井地区の件ですが、岩木、頭山地内の5筆10,524㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

330 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆2,389㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

331 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆5,839㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

332 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆6,810㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

333 番今井地区の件ですが、西中、大谷内地内の3筆5,175㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

334 番今井地区の件ですが、西川原地内の2筆3,488㎡について、更新するものです。

335 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆2,436㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

336 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆689㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

337 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆4,006㎡について、更新するものです。

338 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆987㎡について、更新するものです。

339 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆941㎡について、更新するものです。

340 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆1,503㎡について、更新するものです。

341 番磯部地区の件ですが、徳合地内の6筆 654 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

342 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆 2,242 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

343 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の2筆 1,801 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

344 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の11筆 2,113 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

345 番能生谷、能生地区の件ですが、大平寺、寺山、桜木地内の8筆 2,973 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

346 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆 7,708 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

347 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆 2,217 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

348 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆 905 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

349 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆 1,490 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

350 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の2筆 2,568 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

351 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の1筆 1,923 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

352 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の2筆 1,647 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

353 番能生谷地区の件ですが、西飛山地内の1筆 1,999 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

354 番能生谷地区の件ですが、崩地内の4筆 7,040 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

355 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の2筆 1,555 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

356 番下早川地区の件ですが、道明地内の3筆 7,764 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

357 番下早川地区の件ですが、上覚、滝川原地内の12筆 10,114 m<sup>2</sup>



について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

358 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、上覚地内の4筆4,697㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

359 番下早川地区の件ですが、谷根地内の5筆4,656㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

360 番大和川地区の件ですが、大和川地内の15筆4,641㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

361 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,738㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

362 番大野地区の件ですが、大野地内の11筆8,204㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

363 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆859㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

364 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,432㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

365 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆3,202㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

366 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆4,438㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

367 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,030㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

368 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,361㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

369 番根知地区の件ですが、上野山地内の3筆5,648㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

370 番根知地区の件ですが、別所、山寺地内の12筆11,391㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

371 番根知地区の件ですが、山寺地内の7筆11,574㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

372 番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆1,263㎡について、農

	<p>地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>373 番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆 269 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>374 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆 1,664.37 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社から所有権移転を受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんで、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。40 頁をご覧ください。</p> <p>27 番下早川地区の件ですが、道明、上覚、滝川原、四ツ屋地内の19 筆 22,575 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>28 番下早川地区の件ですが、谷根地内の5 筆 4,656 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>29 番大和川地区の件ですが、大和川地内の19 筆 6,379 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>30 番大野地区の件ですが、大野地内の5 筆 4,759 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>31 番大野地区の件ですが、大野地内の1 筆 1,299 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>32 番大野地区の件ですが、大野地内の2 筆 839 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>33 番大野地区の件ですが、大野地内の17 筆 14,629 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

	<p>34 番根知地区の件ですが、上野山地内の3筆5,648㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>35 番根知地区の件ですが、別所、山寺地内の21筆24,497㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>36 番根知地区の件ですが、上野地内の4筆8,334㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p><b>日程第4＝その他</b></p>
議長	<p><b>ア 次回農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/29(金) 午後1:30～ 市民会館3階会議室</li> </ul>
議長	<p><b>イ その他</b></p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>